

## 基準2 教育研究組織

### (1) 観点ごとの分析

観点2-1-①： 学部及びその学科の構成（学部、学科以外の基本的組織を設置している場合には、その構成）が、学士課程における教育研究の目的を達成する上で適切なものとなっているか。

#### 【観点到に係る状況】

本学の学則に定める大学の目的、大阪市立大学憲章、中期目標における大学の理念及び教育研究等の目標を達成するために、商学部、経済学部、法学部、文学部、理学部、工学部、医学部、生活科学部の8学部を置いている。なお、商、経済、法、文の4学部には、第2部（夜間課程）を併設しているが、平成22年度より学生の募集を停止している。

各学部は、大学の教育研究上の目的に基づいて、それぞれ教育研究上の目的、人材育成目標を定め、その達成のため、一ないし複数の学科を置き、教育研究活動を実施している（資料2-1-1-A）。

資料2-1-1-A 各学部の学科構成と人材育成の目標

学部名	学科名	教育研究の目的・人材育成の目標
商学部	商学科	<ul style="list-style-type: none"> <li>・経営学・商学・会計学の学問的知識を身につけ活かすことができる人材の育成</li> <li>・企業、自治体、NPO/NGOなどのマネジメントで活躍できる人材の育成</li> <li>・課題発見能力と解決能力を身につけた個性と社会性あふれる人材の育成</li> </ul>
経済学部	経済学科	<ul style="list-style-type: none"> <li>・自律的な調査・発信能力、豊かな構想力、および的確な判断力を持つプラクティカル・エコノミストの育成</li> <li>・国内外の経済活動にかかわる重要な分野で、個性的で創造的な活動によるリーダーシップを発揮する人材の育成</li> </ul>
法学部	法学科	<ul style="list-style-type: none"> <li>・主体的に問題を発見する能力と、自己の見解を社会に発信する能力を持つ人材の育成</li> <li>・法学的政治学的知識を主体的に展開する能力、特に自己の主張を論理的に構成し表現・文章化する人材の育成</li> </ul>
文学部	哲学歴史学科 人間行動学科 言語文化学科	<ul style="list-style-type: none"> <li>・人文科学・行動科学の方法や考え方を通して人間、社会、文化、言語の諸事象について深く考えることのできる人材の育成</li> <li>・コミュニケーション能力を身につけ、国際的、歴史的視野から問題解決を図る能力を備えた人材の育成</li> <li>・教育機関、文化行政、出版・ジャーナリズム、国際交流、情報サービス産業などの第一線で活躍できる専門職業人の育成</li> </ul>
理学部	数学科	<ul style="list-style-type: none"> <li>・科学の最先端に連なる基礎学力を身につけ、のびやかな発想で社会に</li> </ul>

	物理学科 化学科 生物学科 地球学科	貢献できる人材の育成 ・中高教員などの教育職、各省庁及び地方公共団体や民間企業などで活躍できる人材の育成
工学部	機械工学科 電子・物理工学科 電気情報工学科 化学バイオ工学科 建築学科 都市学科	・自然科学と数学の基礎学力を習得し、科学技術の新たな展開にも柔軟に対応できる人材の育成 ・工学における専門知識と基礎的なデザイン能力を習得し、習得した知識や能力を実際の技術に活用できる人材の育成 ・工学的課題を論理的に試行できる人材の育成 ・日本語および外国語による基礎的コミュニケーション能力を有する人材の育成 ・技術者、研究者としての社会的使命と責任を自覚し、倫理に基づき判断行動できる人材の育成
医学部	医学科	・人を分け隔てなく、暖かく受け入れる心を持つ医師の育成 ・最新の基礎医学と臨床医学をバランスよく修得し、実践する能力を持つ医師の育成 ・科学的思考に基づいた判断力・問題解決能力を備えた医師の育成 ・国際的視野を持ち、人類に貢献する高い志を持つ医師の育成 ・市民の保健医療ニーズに応えうる医師の育成
	看護学科	・幅広い教養と倫理的態度を兼ね備えた人間性豊かな看護職者の育成 ・科学的思考に基づいた判断力・問題解決能力を備えた看護職者の育成 ・保健・医療・福祉における高い臨床能力と基本的な指導・調整能力を備えた看護職者の育成 ・大阪市の特性をふまえ、市民の保健医療ニーズに応えうる看護職者の育成 ・国際化・情報化へ対応しうる看護職者の育成 ・生涯学習を支援し、看護学の専門性を探求する看護職者の育成
生活科学部	食品栄養科学科 居住環境学科 人間福祉学科	・「健康」「環境」「福祉」を基礎概念として食品栄養科学科、居住環境学科、人間福祉学科の3学科を置き、現代社会の生活問題を学際的、複合的に学習することにより、生活や社会の問題に関する意識を醸成し、問題解決の理論的、実践的知識と能力をもつことのできる人材の育成

(出典) <http://www.osaka-cu.ac.jp/ja/academics/faculty>

【分析結果とその根拠理由】

各学部の専門科目の特性と整合するように、それぞれの教育研究の目的と人材育成の目標が設定され、それを実現するために、一ないし複数の学科を設置し、学部を構成している。

以上により、学部およびその学科の構成が、学士課程における教育研究の目的を達成するうえで適切なものとなっている。

**観点 2-1-②： 教養教育の体制が適切に整備されているか。****【観点に係る状況】**

本学の教養教育は、いわゆる設置基準の大綱化以前より、教養学部を置かず、全学の教員が授業を提供する仕組みであったが、大綱化以後、教養教育という名を全学共通教育と改め、すべての部局の教員が授業を担当することを原則として、全学的体制のもとで実施している（資料 2-1-2-A）。

現在、全学共通教育の実施責任を負うのは、全学共通教育教務委員会である。本委員会は、大学の教務関係を統括する教務担当部長が委員長を務める。また、本委員会は大学全体の教育と学生関係諸業務を管轄する、教育担当副学長を本部長とする教育推進本部に属している。

全学共通教務委員会は、各学部選出の委員各 1 名および後述の教科会議議長より構成され、月例の委員会を開催し、各年度の全学共通教育の科目の調整、担当者の決定、予算配分、TA 配分などを審議決定することをその任務とする（資料 2-1-2-B）。

教科会議は、全学共通科目を 11 教科に区分し、その各教科に属する科目担当の各学部専任教員が組織する全学共通教育教務委員会所属の専門委員会であり、随時開催されて、各教科の教育目標、教育内容、教育方法等に関する事項を審議するとともに、全学共通教育の受け手である各学部の意見を聴取している（資料 2-1-2-C）。

なお、平成 19 年度から、本学の英語教育の改革推進のために、英語教育開発センターが設置されている。本センターは教育担当副学長をセンター所長とし、文系理系各学部代表委員、文学研究科所属の兼任教員、特任教員等によって組織され、全学共通教育における英語教育の企画と実践をその主たる任務とする。センターでは、2 年に一度、「レポート」を発行し、授業評価アンケートの分析や授業方法の公開等、授業改善新たな仕組みの工夫を行うための基礎的な分析結果について報告している（資料 2-1-2-D）。

また、高等教育全般の研究組織として大学教育研究センターを設置し、本学および大学全体の教育全般に関する調査研究を行い、報告を取りまとめている。総括として平成 22 年 3 月に発行された『大阪市立大学における教育調査の現状と課題』（後掲資料 8-1-1-1）がある。教養教育に関しても、FD 活動やカリキュラム評価による改善を企画・推進しているほか、キャリア教育、初年次教育の検討・実施において中心的役割を果たしている（資料 2-1-2-E）。



資料2-1-2-C 全学共通教育教務委員会規程（教科会議関連）

<p>大阪市立大学全学共通教育教務委員会規程（抜粋）</p> <p>（教科会議）</p> <p>第7条 全学共通教育の内容、教育方法等を向上させるため、委員会のもとに、全学共通科目を次に掲げる教科に区分して、各教科に教科会議を置く。</p> <p>（1） 総合教育科目(A)</p> <p>（2） 総合教育科目(B)科目群「人間と社会」</p> <p>（3） 総合教育科目(B)科目群「歴史と文化」</p> <p>（4） 総合教育科目(B)科目群「自然と人間」</p> <p>（5） 総合教育科目(B)科目群「情報と人間」</p> <p>（6） 総合教育科目(B)科目群「初年次教育」</p> <p>（7） 基礎教育科目（講義）</p> <p>（8） 基礎教育科目（実験）</p> <p>（9） 外国語科目（英語）</p> <p>（10） 外国語科目（その他の外国語）</p> <p>（11） 健康・スポーツ科学科目</p> <p>2 教科会議は、各教科に属する科目担当の専任教員をもって組織する。</p> <p>ただし、前項第1号に定める教科会議には、委員会から選ばれた者若干名及び特任教員を加えることができる。</p> <p>3 各教科会議に議長を各1名置き、構成員の互選により定める。</p> <p>4 教科会議の組織及び運営については、別に定める。</p>
--

（出典） [http://www.osaka-cu.ac.jp/ja/about/university/files/40\\_kitei270401.pdf](http://www.osaka-cu.ac.jp/ja/about/university/files/40_kitei270401.pdf)

資料2-1-2-D 英語教育開発センター規程（抜粋）

<p>大阪市立大学英語教育開発センター規程</p> <p>（目的）</p> <p>第2条 センターは、本学における英語教育を統括し、より効果的かつ実効性のある英語教育を提供することを目的とする。</p> <p>（事業）</p> <p>第3条 センターは、その目的を達するため、次の事業を行う。</p> <p>（1） 英語教育の実施に関すること</p> <p>（2） カリキュラムの開発等英語教育の改善に関すること</p> <p>（3） 英語教育に係る図書及び資料の収集に関すること</p> <p>（4） その他前条の目的を達するために必要な事項</p>
--

（出典） [http://www.osaka-cu.ac.jp/ja/about/university/files/75\\_kitei270401.pdf](http://www.osaka-cu.ac.jp/ja/about/university/files/75_kitei270401.pdf)

後掲資料8-1-1-1 『大阪市立大学における教育調査の現状と課題』

別添資料
------

資料2-1-2-E 大学教育研究センター規程（抜粋）

大学教育研究センター規程

（目的）

第2条 センターは、大学及び大学院における教育（以下「大学教育」という。）に関する研究及び調査を行うとともに、本学における大学教育の改善を組織的に実施するための活動を支援することを目的とする。

（事業）

第3条 センターは、その目的を達するため、次の事業を行う。

- （1） 大学教育に関する研究、調査、企画及び提案及び提言に関すること
- （2） 大学教育に係る点検、評価及び改善に関すること
- （3） 各部局のFD活動の状況把握及び全学的な活動の各部局への周知等に関すること
- （4） その他前条の目的を達するために必要な事項

（出典） [http://www.osaka-cu.ac.jp/ja/about/university/files/copy\\_of\\_77\\_kitei270401.pdf](http://www.osaka-cu.ac.jp/ja/about/university/files/copy_of_77_kitei270401.pdf)

【分析結果とその根拠理由】

本学の教養教育は、教育担当副学長と教育推進本部の統括のもと、全部局が参画する委員会体制により、全部局の教員が原則的に授業を担当する方式で、全学的に運営・実施されている。なお、特に英語教育については、ネイティブスピーカー教員を中心にして「読む・聞く・書く・話す」の4技能をバランスよく修得させることをめざす教育を、平成19年度より実施してきた。さらに英語教育の実施・改善について、英語教育開発センターが責任を担う体制となっている。また、教養教育の不断の改善をめざすための調査研究を行う大学教育研究センターを有しており、これまでさまざまな調査報告を行っている。

以上により、教養教育の体制は適切に整備されている。

観点2-1-③： 研究科及びその専攻の構成（研究科、専攻以外の基本的組織を設置している場合には、その構成）が、大学院課程における教育研究の目的を達成する上で適切なものとなっているか。

【観点に係る状況】

本学は、修業年限前期2年、後期3年の博士課程をもつ経営学・経済学・法学・文学・理学・工学・看護学・生活科学の8研究科、修業年限2年の修士課程と修業年限4年の博士課程をもつ医学研究科、修業年限2年の修士課程、3年の博士課程をもつ創造都市研究科を置いている。

各研究科には、大学院学則に定める目的、及び各研究科の人材育成目標など教育研究上の目的の達成のために、一ないし複数の専攻を置き研究活動を実施している。なお、法学研究科には、専門職学位課程として、法曹養成専攻がある（資料2-1-3-A）。

資料2-1-3-A 各研究科の専攻構成（大阪市立大学大学院学則第3条の表）と人材育成の目標

研究科名	専攻名	人材育成の目標
経営学研究科	グローバルビジネス専攻	（前期博士課程） ・経営諸科学に関する専門知識と研究能力を有する人材の育成 ・ビジネスとビジネス社会に関する課題発見能力・政策提言能力・変革マインドを兼ね備えた高度専門職業人の育成（後期博士課程） ・経営諸科学に関する高度な専門知識を有する自立した研究者の育成 ・民間部門・公的部門・非営利組織などの学問的諸課題について、高度な研究を推進する研究者の育成
経済学研究科	現代経済専攻	（前期博士課程） ・高度な経済学的知識を習得したうえで種々の現実問題に取り組み、問題の解決に資することができる総合的能力をもったジェネラル・エコノミストの育成 ・国内外における経済関係領域において、専門的知識と主体的行動力を生かして十分活躍できる人材の育成（後期博士課程） ・より高度な専門分野の研究に特化しつつも、広い視野と現実的な感覚を豊かに持つアドバンスト・エコノミストの育成 ・国際的な経済活動の舞台において専門的知識と豊富なキャリアを生かして十分活躍できる人材の育成
法学研究科	法学政治学専攻	（前期博士課程）（後期博士課程） ・比較法的・歴史的・基礎法的研究能力を有する法学研究者の育成 ・高度の研究能力を有する政治学研究者の育成 ・法学政治学に関する高度の能力を有する職業人の育成

	法曹養成専攻	<p>(専門職学位課程)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・新しい法的課題に果敢にチャレンジする精神を持ち、現にある法律の解釈にとどまらない批判的精神を有し、さらに、紛争当事者の苦悩に共鳴できる豊かな人間性を有する法曹の育成</li> <li>・「企業の法的ニーズ」、あるいは「社会的弱者を含む市民の日常的法的ニーズ」や「国際取引や外国人を当事者とする法的ニーズ」に応える人材の育成</li> </ul>
文学研究科	哲学歴史学専攻 人間行動学専攻 言語文化学専攻 アジア都市文化学専攻	<p>(前期博士課程)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・人文科学や行動科学の分野において、先端的知識と方法を身につけ独創的研究をみずから行いうる人材の育成</li> <li>・地域の教育に貢献し、都市が抱えるさまざまな問題の解決に応えうる高度専門職業人の育成</li> <li>・生涯学習への意欲をもち、人間、社会、文化、言語に対する深い理解を通して、国際社会・地域社会においてさまざまな文化的活動を担うことのできる高度教養人の育成</li> </ul> <p>(後期博士課程)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・人文科学・行動科学の最先端の研究課題を創造的に探究する高度な研究能力を備えた研究者の育成</li> <li>・国内外の教育研究組織や機関と連携し、人文科学・行動科学の国際的、学際的な研究を主導的に推進する研究者の育成</li> </ul>
理学研究科	数物系専攻 物質分子系専攻 生物地球系専攻	<p>(前期博士課程)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・鋭い問題意識と解決能力をもち、先端科学・技術の発展と応用展開を推進できる研究者・高度専門的職業人の育成</li> <li>・中高教員などの教育職や各省庁、地方公共団体及び民間企業におけるIT、情報、物理、化学、製薬、バイオ、環境などの分野で、研究・開発の中核として活躍できる人材の育成</li> </ul> <p>(後期博士課程)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・最先端科学の研究課題を先導的に推進し、世界にはばたく研究者・高度専門的職業人の育成</li> <li>・大学、国公立や民間の研究機関及び企業の研究開発のなかで、基礎及び応用研究をリードする研究者、世界を舞台に活躍できる人材の育成</li> </ul>
工学研究科	機械物理系専攻 電子情報系専攻 化学生物系専攻 都市系専攻	<p>(前期博士課程)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・専門技術者および研究者として、より深い専門知識と応用力を有する人材の育成</li> <li>・工学的課題を発見する能力とその課題を解決する能力を備えた人材の育成</li> <li>・高度なコミュニケーション能力を備え、国際的に活躍できる人材の育成</li> </ul> <p>(後期博士課程)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・高度な研究開発能力を備え、研究・教育の中核を担い、社会に対して主体的に貢献できる人材の育成</li> <li>・専門分野において独創的な研究開発を推進できる人材の育成</li> </ul>



		<p>育成</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・専門分野における創造性と問題解決能力を有し、産官学の研究開発領域において十分な指導力を発揮できる人材の育成</li> </ul>
医学研究科	医科学専攻	<p>(修士課程)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・高度な最先端の医学知識や技術を修得する医師以外の医療職者、研究者、企業人の育成</li> </ul>
	基礎医科学専攻 臨床医科学専攻	<p>(博士課程)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・最先端研究を先導的に推進し、独創性に富み、世界的に活躍する医学研究者の育成</li> <li>・大学、研究機関における基礎的あるいは臨床的研究をリードする指導者の育成</li> </ul>
看護学研究科	看護学専攻	<ul style="list-style-type: none"> <li>・看護学の進歩と看護教育の発展を推進できる教育者・研究者の育成</li> <li>・高度な看護実践能力と看護実践の場で教育・指導的役割を担う高度専門職の育成</li> </ul>
生活科学研究科	生活科学専攻	<p>(前期博士課程)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・現代社会の生活問題を学際・複合的に解明し、問題解決能力をもった研究者や高度専門職業人の育成</li> </ul> <p>(後期博士課程)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・理論と実践の両面から生活科学研究の最先端を担う研究者の育成</li> </ul>
創造都市研究科	都市ビジネス専攻 都市政策専攻 都市情報学専攻	<p>(修士課程)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・社会の第一線で活躍する社会人に対し、高度の学問知識と問題解決の高い能力を獲得させる</li> <li>・各研究分野に明確な育成目標を掲げ、企業・公共団体・非営利団体の各分野でイノベーションを遂行する人材を育成する</li> <li>・社会経済の指導者に必要な人格を磨き、将来を見通す見識とリーダーシップを涵養する</li> </ul>
	創造都市専攻	<p>(後期博士課程)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・産業振興、公共政策、地域再生、都市情報基盤整備などの都市のかかえる諸課題に対し、卓越した研究能力と創造的な問題解決能力を持った実務的な研究者、「実践的な知」「役立つ知」の創造を担うことができる人材を育成</li> <li>・国内外の諸都市の諸課題に対し、国際的、学際的な研究</li> <li>・交流をすすめる、実践上の卓越した知見の創造に貢献することができる研究者を育成</li> </ul>

(出典) <http://www.osaka-cu.ac.jp/ja/academics/graduate>

【分析結果とその根拠理由】

各研究科は、本学の教育研究上の目的に沿って設置され、研究科の一ないし複数の専攻は、それぞれの人材育成の目標を実現するため、各研究科の専門性をさらに明確に区分して設定されている。

以上により、研究科及びその専攻の構成は、大学院課程における教育研究の目的を達成するうえで適切なものとなっている。

観点2-1-④： 専攻科、別科を設置している場合には、その構成が教育研究の目的を達成する上で適切なものとなっているか。

【観点に係る状況】

該当なし

【分析結果とその根拠理由】

該当なし

観点2-1-⑤： 附属施設、センター等が、教育研究の目的を達成する上で適切なものとなっているか。

【観点に係る状況】

附属施設、センター等については、本学の教育研究上の目的を達成するために、学則等に規定された以下のようなものがある（資料2-1-5-A～E）。それぞれの機関の教育研究上の目的及び機能について、各規程により明確にされている。機能別に見てみると、主に「教育」機能の充実等を目的としたセンター等には、資料2-1-5-Bに掲げるものが設置され、主に「都市研究」機能の充実等を目的としたセンター等として資料2-1-5-Cがあり、主に「地域貢献」機能の充実等を目的としたセンター等として資料2-1-5-Dに掲げたものがある。

資料2-1-5-A 大阪市立大学学則に規定されたセンター等（後掲各センター規程参照）

<p>大阪市立大学学則（抜粋） （学部等） 第2条（略） 5 大学に学術情報総合センター、文化交流センター、都市健康・スポーツ研究センター、人権問題研究センター、大学教育研究センター、英語教育開発センター、都市研究プラザ、新産業創生研究センター、情報基盤センター、国際センター、地域連携センター、人工光合成研究センター、健康科学イノベーションセンター、都市防災教育研究センター、URAセンター及び複合先端研究機構を置く。 6 理学部に附属植物園を、医学部に附属病院及び附属刀根山結核研究所を置く。 7 この規則に定めるもののほか、教育推進本部、研究推進本部、地域貢献推進本部、産学官連携推進本部及び国際化戦略本部並びに学術情報総合センター、文化交流センター、都市健康・スポーツ研究センター、人権問題研究センター、大学教育研究センター、英語教育開発センター、都市研究プラザ、新産業創生研究センター、情報基盤センター、国際センター、地域連携センター、人工光合成研究センター、健康科学イノベーションセンター、都市防災教育研究センター、URAセンター、複合先端研究機構、理学部附属植物園、医学部附属病院及び医学部附属刀根山結核研究所については、別に定める。</p>
--

（出典） [http://www.osaka-cu.ac.jp/ja/about/university/files/copy2\\_of\\_23\\_gakusoku270401.pdf](http://www.osaka-cu.ac.jp/ja/about/university/files/copy2_of_23_gakusoku270401.pdf)

資料2-1-5-B 主に「教育」機能の充実等を目的としたセンター等とその機能

センター名	機能（各センター規程におけるセンターの機能に関する規程の該当箇所）
学術情報総合センター	<p>（目的） 第1条 大阪市立大学学術情報総合センター（以下「センター」という。）は、学術情報の収集及び提供並びに情報システムの研究開発を行うことにより、大阪市立大学における教育研究に資するとともに、学術文化の交流及び発展に寄与することを目的とする。 （出典） <a href="http://www.osaka-cu.ac.jp/misc/reiki_int/reiki_honbun/x021RG00000030.html">http://www.osaka-cu.ac.jp/misc/reiki_int/reiki_honbun/x021RG00000030.html</a></p>
都市健康・スポーツ研究センター	<p>（目的） 第1条 大阪市立大学都市健康・スポーツ研究センター（以下「センター」という。）は、体育に関する研究、調査及び教育を行うことを目的とする。 （事業） 第2条 センターは、その目的を達成するために、次の事業を行う。 （1） 体育に関する研究、調査及び教育 （2） その他センターの目的達成に必要な事項 （出典） <a href="http://www.osaka-cu.ac.jp/ja/about/university/files/58_kitei270401.pdf">http://www.osaka-cu.ac.jp/ja/about/university/files/58_kitei270401.pdf</a></p>

<p>人権問題研究センター</p>	<p>(目的) 第2条 センターは、人権問題の解決に寄与するため、本問題に関して、研究、調査及び教育を行うことを目的とする。</p> <p>(事業) 第3条 センターは、その目的を達成するため、次の事業を行う。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 人権問題に関する研究、調査及び教育</li> <li>(2) 人権問題に関する資料の収集</li> <li>(3) 人権問題に関する図書、資料の刊行</li> <li>(4) その他センターの目的達成に必要な事項</li> </ol> <p>(出典) <a href="http://www.osaka-cu.ac.jp/ja/about/university/files/65_kitei270401.pdf">http://www.osaka-cu.ac.jp/ja/about/university/files/65_kitei270401.pdf</a></p>
<p>大学教育研究センター</p>	<p>(目的) 第2条 センターは、大学及び大学院における教育（以下「大学教育」という。）に関する研究及び調査を行うとともに、本学における大学教育の改善を組織的に実施するための活動を支援することを目的とする。</p> <p>(事業) 第3条 センターは、その目的を達するため、次の事業を行う。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 大学教育に関する研究、調査、企画及び提案及び提言に関すること</li> <li>(2) 大学教育に係る点検、評価及び改善に関すること</li> <li>(3) 各部局のFD活動の状況把握及び全学的な活動の各部局への周知等に関すること</li> <li>(4) その他前条の目的を達するために必要な事項</li> </ol> <p>(出典) <a href="http://www.osaka-cu.ac.jp/ja/about/university/files/copy_of_77_kitei270401.pdf">http://www.osaka-cu.ac.jp/ja/about/university/files/copy_of_77_kitei270401.pdf</a></p>
<p>英語教育開発センター</p>	<p>(目的) 第2条 センターは、本学における英語教育を統括し、より効果的かつ実効性のある英語教育を提供することを目的とする。</p> <p>(事業) 第3条 センターは、その目的を達するため、次の事業を行う。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 英語教育の実施に関すること</li> <li>(2) カリキュラムの開発等英語教育の改善に関すること</li> <li>(3) 英語教育に係る図書及び資料の収集に関すること</li> <li>(4) その他前条の目的を達するために必要な事項</li> </ol> <p>(出典) <a href="http://www.osaka-cu.ac.jp/ja/about/university/files/75_kitei270401.pdf">http://www.osaka-cu.ac.jp/ja/about/university/files/75_kitei270401.pdf</a></p>
<p>国際センター</p>	<p>(目的) 第2条 センターは、本学の教育、研究、社会貢献活動等の諸分野において国際化を推進し、国際社会を舞台に活躍する人材の育成、国際学術交流等に関わる諸事業を展開し、本学の国際競争力を高め、都市大阪の発展に寄与することを目的とする。</p> <p>(事業) 第3条 センターは、国際化戦略本部の方針に基づき、次の事業を行う。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 国際化に関する企画・立案</li> <li>(2) 国際学術の企画及び推進</li> <li>(3) 留学生施策の企画及び推進</li> <li>(4) 教育、研究活動等成果の海外発信並びに海外情報の収集</li> <li>(5) その他の国際交流事業</li> </ol> <p>(出典) <a href="http://www.osaka-cu.ac.jp/misc/reiki_int/reiki_honbun/x021RG00000228.html">http://www.osaka-cu.ac.jp/misc/reiki_int/reiki_honbun/x021RG00000228.html</a></p>

<p>大学史資料室</p>	<p>(目的) 第2条 資料室は、本学の歴史に関する資料等の収集、整理及び保管を行い、今後の大学史編集に備えることを目的とする。 (業務) 第3条 資料室は、その目的を達するため、次の業務を行う。 (1) 大阪市立大学百年史編集委員会によって収集された資料の整理及び保管 (2) 大学に関する各種資料、データの収集、整理及び保管 (3) 寄贈資料の受入れ、整理及び保管 (4) その他目的達成に必要な業務 (出典) <a href="http://www.osaka-cu.ac.jp/misc/reiki_int/reiki_honbun/x021RG00000050.html">http://www.osaka-cu.ac.jp/misc/reiki_int/reiki_honbun/x021RG00000050.html</a></p>
<p>理学部附属植物園</p>	<p>第1条 大阪市立大学理学部附属植物園（以下「植物園」という。）は、生物学特に植物学の研究を行うとともに、市民の科学知識のかん養に資することを目的とする。 (出典) <a href="http://www.osaka-cu.ac.jp/misc/reiki_int/reiki_honbun/x021RG00000035.html">http://www.osaka-cu.ac.jp/misc/reiki_int/reiki_honbun/x021RG00000035.html</a></p>
<p>医学部附属病院</p>	<p>(目的) 第2条 病院は、大阪市立大学医学部（大学院医学研究科を含む。）における医学の教育、研究及び診療を行うことを目的とする。 (出典) <a href="http://www.osaka-cu.ac.jp/ja/about/university/files/22_kisoku270401.pdf">http://www.osaka-cu.ac.jp/ja/about/university/files/22_kisoku270401.pdf</a></p>
<p>医学部附属刀根山結核研究所</p>	<p>第1条 大阪市立大学医学部附属刀根山結核研究所（以下「結核研究所」という。）は、結核病学に関する研究を行うことを目的とする。 (出典) <a href="http://www.osaka-cu.ac.jp/misc/reiki_int/reiki_honbun/x021RG00000039.html">http://www.osaka-cu.ac.jp/misc/reiki_int/reiki_honbun/x021RG00000039.html</a></p>

資料 2-1-5-C 主に「都市研究」機能の充実等を目的としたセンター等とその機能

センター名	機能（各センター規程におけるセンターの機能に関する規程の該当箇所）
<p>都市研究プラザ</p>	<p>(目的) 第2条 プラザは、都市研究の「広場」として学内外の都市研究のネットワークの核となるとともに、地域社会に溶けこんだ活動を通じて都市に関する学術的及び政策的研究を推進し、学術的及び政策的提言並びに人材育成を行うことにより、都市問題の解決及び都市の発展に寄与することを目的とする。 (事業) 第3条 プラザは、次の事業を行う。 (1) 多様な形態の都市に関する共同研究事業 (2) 国際会議、講演会、シンポジウム等学術及び政策研究交流事業 (3) 都市研究領域における研究者育成事業 (4) 都市研究に関する学術出版物の刊行 (5) 海外の都市研究組織との交流及び連携 (6) 都市文庫、経済研究所文庫、瀬川文庫等の管理及び運用並びに国内外の資料の収集及び整理 (7) 前各号に定めるもののほか、前条に掲げる目的を達成するために必要な事業 (出典) <a href="http://www.osaka-cu.ac.jp/misc/reiki_int/reiki_honbun/x021RG00000040.html">http://www.osaka-cu.ac.jp/misc/reiki_int/reiki_honbun/x021RG00000040.html</a></p>
<p>人工光合成研究センター</p>	<p>(目的) 第2条 センターは、光合成メカニズムの解明研究による、二酸化炭素などを有効活用した新エネルギーの研究・開発及び、新素材や、機能性食品など研究の過程で生じる派生技術開発に係る産学官連携の核となり、関西圏ひいては我が国の産業・経済の発展に寄与することを目的とする。</p>

	<p>(事業)</p> <p>第3条 センターは、次の事業を行う。</p> <p>(1) 人工光合成に関連する新技術開発に関する共同研究事業</p> <p>(2) 前号の事業に関連する国際会議、講演会、シンポジウム等研究交流事業</p> <p>(3) 海外の人工光合成研究組織等との交流及び連携</p> <p>(4) 前各号に定めるもののほか、前条に掲げる目的を達成するために必要な事業</p> <p>(出典) <a href="http://www.osaka-cu.ac.jp/ja/about/university/files/copy_of_111_kitei261201.pdf">http://www.osaka-cu.ac.jp/ja/about/university/files/copy_of_111_kitei261201.pdf</a></p>
<p>健康科学イノベーションセンター</p>	<p>(目的)</p> <p>第2条 センターは、健康科学に関する研究成果・シーズを広く学外に情報発信し、新たな製品、ビジネスモデル開発に係る産官学連携及び人材育成の核となり、関西圏ひいては我が国の産業・経済の発展に寄与することを目的とする。</p> <p>(事業)</p> <p>第3条 センターは、次の事業を行う。</p> <p>(1) 健康科学に関連する新製品・ビジネスモデル開発に関する共同研究等産学連携事業</p> <p>(2) 前項の事業に関連する国際会議、講演会、シンポジウム等地域交流事業</p> <p>(3) 他機関等と連携した人材育成事業</p> <p>(4) 前各号に定めるもののほか、前条に掲げる目的を達成するために必要な事業</p> <p>(出典) <a href="http://www.osaka-cu.ac.jp/misc/reiki_int/reiki_honbun/x021RG00000250.html">http://www.osaka-cu.ac.jp/misc/reiki_int/reiki_honbun/x021RG00000250.html</a></p>
<p>都市防災教育研究センター</p>	<p>(目的)</p> <p>第2条 センターは、災害リスク、災害対応及び社会実装マネジメントなどの分野横断型の都市防災研究に関する本学の研究成果や知見を結集し、地域におけるコミュニティ防災をはじめとする都市防災研究の取り組みを推進し、もって災害に強い地域づくりに寄与するなどの地域貢献及び社会貢献を果たすことを目的とする。</p> <p>(事業)</p> <p>第3条 センターは、次の事業を行う。</p> <p>(1) コミュニティ防災をはじめとする都市防災に係る全学的な研究の推進に関する事業</p> <p>(2) コミュニティ防災をはじめとする都市防災に係る教育及び地域貢献に関する事業</p> <p>(3) コミュニティ防災協議会との連携に関する事業</p> <p>(4) その他、協議会の目的に資する事業</p> <p>(出典) <a href="http://www.osaka-cu.ac.jp/ja/about/university/files/13_kitei260301.pdf">http://www.osaka-cu.ac.jp/ja/about/university/files/13_kitei260301.pdf</a></p>
<p>複合先端研究機構</p>	<p>(目的)</p> <p>第2条 機構は、地球規模でのエネルギー、資源、生態系など、環境を含めた全人類に係る複合的および先端的な研究課題に対して、プロジェクト制により研究科横断型で最先端科学・技術を融合して取り組むことにより、学術的・社会的提言並びに人材育成を行い、得られた成果を社会や地域へ効果的に還元することを目的とする。</p> <p>(事業)</p> <p>第3条 機構は、その目的を達成するため、次の事業を行う。</p> <p>(1) 地球規模での環境を含めた全人類に係る複合的および先端的課題に対する研究及び調査並びに成果の発表</p> <p>(2) 研究会、講演会及び国際シンポジウム等の学術的・社会的事業</p>

	<p>(3) 大学院学生の教育・研究支援事業</p> <p>(4) 社会、市民に対する先端科学・技術への啓発、研究成果に基づく提言とその情報発信</p> <p>(5) 前各号に定めるもののほか、前条に掲げる目的を達成するために必要な事業</p> <p>(出典) <a href="http://www.osaka-cu.ac.jp/misc/reiki_int/reiki_honbun/x021RG00000210.html">http://www.osaka-cu.ac.jp/misc/reiki_int/reiki_honbun/x021RG00000210.html</a></p>
証券研究センター	<p>(目的)</p> <p>第2条 センターは、大阪市立大学瀬川学術振興基金の収益金を受け、大阪市立大学における証券関係講座の整備充実及び証券に関する調査研究の推進・助成を図ることを目的とする。</p> <p>(事業)</p> <p>第3条 センターは、その目的を達成するため、次の事業を行う。</p> <p>(1) 証券関係講座の整備充実</p> <p>(2) 証券関係図書（瀬川文庫）の収集整理</p> <p>(3) 証券に関する調査研究の助成</p> <p>(4) 証券に関する学術出版の助成</p> <p>(5) 証券に関する国際学術交流の推進・助成</p> <p>(6) その他目的達成に必要な事業</p> <p>(出典) <a href="http://www.osaka-cu.ac.jp/misc/reiki_int/reiki_honbun/x021RG00000049.html">http://www.osaka-cu.ac.jp/misc/reiki_int/reiki_honbun/x021RG00000049.html</a></p>

資料2-1-5-D 主に「地域貢献」機能の充実等を目的としたセンター等とその機能

センター名	機能（各センター規程におけるセンターの機能に関する規程の該当箇所）
地域連携センター	<p>(目的)</p> <p>第2条 センターは、本学における教育・研究と地域社会をつなぎ、都市大阪のシンクタンクの拠点として、地域社会との連携や生涯学習機能など本学の地域貢献活動を総合的かつ組織的に遂行することを目的とする。</p> <p>(事業)</p> <p>第3条 センターは、地域貢献推進本部の方針に基づき、次の事業を行う。</p> <p>(1) 地域社会との連携に関すること</p> <p>(2) 行政との連携に関すること</p> <p>(3) 高等学校等との連携に関すること</p> <p>(4) 公開講座等に関すること</p> <p>(5) 文化交流センターの運営に関すること</p> <p>(6) その他の地域貢献事業に関すること</p> <p>(出典) <a href="http://www.osaka-cu.ac.jp/misc/reiki_int/reiki_honbun/x021RG00000246.html">http://www.osaka-cu.ac.jp/misc/reiki_int/reiki_honbun/x021RG00000246.html</a></p>
文化交流センター	<p>(目的)</p> <p>第1条 大阪市立大学文化交流センター（以下「センター」という。）は、大阪市立大学を中心とする大学教員等による知的情報の提供及び交流を推進して、大学における学術研究の成果を社会に還元し、あわせて学術文化の振興に寄与することを目的とする。</p> <p>(事業)</p> <p>第2条 センターは、次の事業を行う。</p> <p>(1) セミナー及び公開講座の開催</p> <p>(2) シンポジウム及び講演会の開催</p>

	<p>(3) その他前条の目的を達するために必要な事業 (出典) <a href="http://www.osaka-cu.ac.jp/misc/reiki_int/reiki_honbun/x021RG00000033.html">http://www.osaka-cu.ac.jp/misc/reiki_int/reiki_honbun/x021RG00000033.html</a></p>
新産業創生研究センター	<p>(目的) 第2条 センターは、本学の特色を活かし、新たな産業を生み出す芽となる研究及び社会のニーズに応える産学官の共同研究を推進し、社会・産業の発展に寄与することを目的とする。</p> <p>(事業) 第3条 センターは、その目的を達するため、次の事業を行う。</p> <p>(1) 新産業創生研究の対象となる研究の創出・推進支援に関すること (2) 国や産業界等の情報収集及び外部資金の導入に向けた支援に関すること (3) 新産業創生研究及び産学官の連携の情報発信に関すること (4) 特許申請の支援など知的財産権に関すること (5) 受託研究・共同研究の実施の支援に関すること (6) その他新産業創生研究及び産学官の連携に関すること (出典) <a href="http://www.osaka-cu.ac.jp/misc/reiki_int/reiki_honbun/x021RG00000264.html">http://www.osaka-cu.ac.jp/misc/reiki_int/reiki_honbun/x021RG00000264.html</a></p>

資料2-1-5-E その他のセンター等とその機能

センター名	機能 (各センター規程におけるセンターの機能に関する規程の該当箇所)
情報基盤センター	<p>(目的) 第2条 センターは、教育、研究、大学事務等におけるICT活用を推進するため、高度で先端的な情報システム基盤の構築、運用、監視、並びに情報セキュリティにかかる施策を実施することを目的とする。</p> <p>(事業) 第3条 センターは、その目的を達するため、次の事業を行う。</p> <p>(1) ICT戦略の企画立案及び実施に関すること (2) 情報基盤ネットワークの整備及び運用管理に関すること (3) 各種情報システムの整備及び運用管理に関すること (4) 情報セキュリティに係わる施策の実施に関すること (5) その他前条の目的を達成するために必要なこと (出典) <a href="http://www.osaka-cu.ac.jp/ja/about/university/files/copy_of_35_kitei270401.pdf">http://www.osaka-cu.ac.jp/ja/about/university/files/copy_of_35_kitei270401.pdf</a></p>
URA センター	<p>(目的) 第2条 センターは、本学における研究資金の獲得・管理・報告及び複数の研究機関・研究者・民間企業等が参画する研究プロジェクト等のマネジメントの充実・強化を図り、本学の円滑な研究活動の推進に寄与することを目的とする。</p> <p>(事業) 第3条 センターは、次の事業を行う。</p> <p>(1) 政策情報等の調査分析及び研究力推進施策の実施 (2) 外部資金の獲得のための研究戦略企画 (Pre-Award) (3) 人事・予算管理・報告書作成などの研究プログラムの推進 (Post-Award) (4) 前各号に定めるもののほか、前条に掲げる目的を達成するために必要な</p>



	<p>事業</p> <p>(出典) <a href="http://www.osaka-cu.ac.jp/ja/about/university/files/19_kitei270401.pdf">http://www.osaka-cu.ac.jp/ja/about/university/files/19_kitei270401.pdf</a></p>
工作技術センター	<p>(目的)</p> <p>第2条 センターは、学内共同利用施設として、機器類の工作、加工及び開発を行うことにより研究教育の進展に資することを目的とする。</p> <p>(出典) <a href="http://www.osaka-cu.ac.jp/misc/reiki_int/reiki_honbun/x021RG0000047.html">http://www.osaka-cu.ac.jp/misc/reiki_int/reiki_honbun/x021RG0000047.html</a></p>

**【分析結果とその根拠理由】**

本学には、学則に規定されたもの、それ以外のものを含めてさまざまな機能をもつセンター等がある。それらの機能は、今日の複雑かつ多様な教育研究課題の解決を効果的に実現すべく設定されたものであり、それぞれのセンター等に関する規程に、設立目的、事業を明確化している。それらはすべて、本学の教育研究上の目的に沿って設立されている。

以上により、全学的なセンター等は、その構成が教育研究上の目的を達成するうえで適切なものとなっている。

観点 2-2-①：教授会等が、教育活動に係る重要事項を審議するための必要な活動を行っているか。また、教育課程や教育方法等を検討する教務委員会等の組織が、適切に構成されており、必要な活動を行っているか。

【観点に係る状況】

公立大学法人大阪市立大学定款において、教育研究評議会を置くことを定め、教育活動等に係る重要事項を審議することとし、この定款を受けて、学則において詳細に審議事項を列挙している（資料 2-2-1-A）。各学部・研究科には、学部教授会、研究科教授会を置いている。また、教授会に準じるものとして、都市健康・スポーツ研究センターと人権問題研究センターにセンター教員会議、大学教育研究センターにセンター研究員会議を置いている（資料 2-2-1-B～E）。

大学全体では、教育推進本部が教育活動全般を統括し、その下部組織として、全学共通教育の教育課程や教育方法などを検討するための組織である全学共通教育教務委員会、複数学部にわたる専門教育及び大学院教育の教育課程や教育方法などを検討する学部・大学院教務委員会が設置されている。教育推進本部は教育担当副学長を本部長とし、教務・学生・入試担当部長、文系・理系の研究科長の代表、大学運営本部事務部長、学生支援等の担当課長で構成され、月例の本部会議を開催する。全学共通教育教務委員会及び学部・大学院教務委員会は、教務担当部長を委員長とし、各研究科・学部選出の委員により構成され、前者は月例、後者は随時会議を開催し、それぞれの任務を遂行している（資料 2-2-1-F～H）。各学部と研究科及び上記センターは、学則にもとづく教授会運営のための内規を定め、原則として毎月 1 回以上の定例教授会を開催し、学則に定める審議事項を審議している。また教授会のもとに教務委員会等を置き月例ないし随時会議を開催して、各学部・研究科独自の教育課程や教育方法などについての事項を検討している（資料 2-2-2-I）。

資料 2-2-1-A 教育研究評議会に関する規程

<p>公立大学法人大阪市立大学定款（抜粋）</p> <p>（設置及び構成）</p> <p>第 20 条 市立大学の教育研究に関する重要事項を審議するため、市立大学に教育研究評議会を置く。</p> <p>2 教育研究評議会は、次に掲げる委員をもって構成する。</p> <p>(1) 学長</p> <p>(2) 副学長</p> <p>(3) 学長が指名する理事</p> <p>(4) 学長が定める教育研究上重要な組織の長</p> <p>(5) 教育研究評議会が定めるところにより学長が指名する職員</p> <p>（招集及び議事）</p> <p>第 21 条 教育研究評議会は、学長が招集する。</p> <p>2 教育研究評議会に議長を置き、学長をもって充てる。</p> <p>3 議長は、教育研究評議会を主宰する。</p> <p>4 教育研究評議会は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。</p> <p>5 教育研究評議会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。</p> <p>（審議事項）</p> <p>第 22 条 教育研究評議会は、次に掲げる事項を審議する。</p>
---

- (1) 中期目標について市長に対し述べる意見及び年度計画に関する事項のうち、市立大学の教育研究に関するもの
- (2) 法により市長の認可又は承認を受けなければならない事項のうち、市立大学の教育研究に関するもの
- (3) 学則（法人の経営に関する部分を除く。）その他の教育研究に係る重要な規程の制定又は改廃に関する事項
- (4) 教員の人事に関する方針及び基準に係る事項
- (5) 教育課程の編成に関する方針に係る事項
- (6) 学生の円滑な修学等を支援するために必要な助言、指導その他の援助に関する事項
- (7) 学生の入学、卒業又は課程の修了その他学生の在籍に関する方針及び学位の授与に関する方針に係る事項
- (8) 教育及び研究の状況について自ら行う点検及び評価に関する事項
- (9) 前各号に掲げるもののほか、市立大学の教育研究に関する重要事項

大阪市立大学学則（抜粋）

（教育研究評議会）

第44条 教育研究評議会は、次の事項を審議する。

- (1) 中期目標について大阪市長に対し述べる意見及び年度計画に関する事項のうち、大学の教育研究に関するもの
- (2) 地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）により大阪市長の認可又は承認を受けなければならない事項のうち、大学の教育研究に関するもの
- (3) この規則及び大阪市立大学大学院学則の改正並びに教育研究に関する規程の制定及び改廃に関する事項
- (4) 教育研究評議員の任期に関する事項
- (5) 教員の人事に関する方針及び基準に係る事項
- (6) 教員の懲戒処分の審査に関する事項
- (7) 教育課程の編成に関する方針に係る事項
- (8) 学生の円滑な修学等を支援するために必要な助言、指導その他の援助に関する事項
- (9) 学生の入学、卒業又は課程の修了その他学生の在籍に関する方針及び学位の授与に関する方針に係る事項
- (10) 学生の身分に関する重要事項
- (11) 学生の厚生補導に関する事項
- (12) 教授会その他の機関の連絡調整に関する事項
- (13) 教育及び研究の状況について自ら行う点検及び評価に関する事項
- (14) 前各号に掲げるもののほか、大学における教育研究に関する重要事項

（出典）定款 <http://www.osaka-cu.ac.jp/ja/about/corporation/files/0731.pdf>

（学 則） [http://www.osaka-cu.ac.jp/ja/about/university/files/copy2\\_of\\_23\\_gakusoku270401.pdf](http://www.osaka-cu.ac.jp/ja/about/university/files/copy2_of_23_gakusoku270401.pdf)

資料2-2-1-B 研究科教授会の審議事項

大阪市立大学大学院学則（抜粋）

（研究科教授会）

第37条 大学院の各研究科に研究科教授会を置き、当該研究科に所属する教授をもってこれを組織する。ただし、必要があるときは、教育研究評議会の承認を経て当該研究科に所属する准教授その他の教員を加えることができる。

2 研究科教授会は、次の事項を審議する。

- (1) 研究科長の推薦に関すること

- (2) 教育研究評議員の選挙に関する事
- (3) 研究及び教授に関する事
- (4) 学位の授与に関する事
- (5) 課程及び専攻に関する事
- (6) 学生の入学、留学、退学、課程の修了その他学生の身分に関する事
- (7) 科目等履修生及び研修生に関する事
- (8) 研究科の内規の制定及び改廃に関する事
- (9) 学校教育法第93条第3項に基づき、学長及び研究科長に述べる意見に関する事
- (10) その他研究科における重要事項

(出典) [http://www.osaka-cu.ac.jp/ja/about/university/files/24\\_ingakusoku270401.pdf](http://www.osaka-cu.ac.jp/ja/about/university/files/24_ingakusoku270401.pdf)

資料2-2-1-C 学部教授会の審議事項

大阪市立大学学則（抜粋）  
 （教授会等）  
 第41条 各学部には教授会を、都市健康・スポーツ研究センターに都市健康・スポーツ研究センター教員会議を、人権問題研究センターに人権問題研究センター教員会議を、大学教育研究センターに大学教育研究センター研究員会議を置く。  
 2 教授会は教授をもって組織する。ただし、教育研究評議員会の承認を経て准教授その他の教員を加えることができる。  
 3 都市健康・スポーツ研究センター教員会議、人権問題研究センター教員会議及び大学教育研究センター研究員会議については、別に定める。  
 第42条 学部教授会は、次の事項を審議する。  
 (1) 研究に関する事項  
 (2) 学位の授与に関する事項  
 (3) 学科、課程及び履修方法に関する事項  
 (4) 学生の入学、留学、退学、卒業その他学生の身分に関する事項  
 (5) 科目等履修生及び研修生に関する事項  
 (6) 学部の内規の制定及び改廃に関する事項  
 (7) 学校教育法第93条第3項に基づき、学長及び学部長に述べる意見に関する事項  
 (8) その他学部における重要事項

(出典) [http://www.osaka-cu.ac.jp/ja/about/university/files/copy2\\_of\\_23\\_gakusoku270401.pdf](http://www.osaka-cu.ac.jp/ja/about/university/files/copy2_of_23_gakusoku270401.pdf)

資料2-2-1-D 各研究科教授会の概要

研究科名	構成員	開催頻度 (平成26年度)	備考
経営学研究科	全教員	原則的に月1回	学部教授会と同一日開催
経済学研究科	全教員	原則的に月1回	学部教授会と同一日開催 博士の学位授与に係る審議については教授のみ
法学研究科	全教員	原則的に月1回	学部教授会と同一日に開催 法曹養成専攻は別途月1回の専攻会議を開催し、研究科教授会へ内容報告
文学研究科	全教員	原則的に月1回	学部教授会と同一日開催 教授会の下に「教室会議」「教室・専修代表者会議」を設けている
理学研究科	教授	原則的に月1回	研究、大学院教育、管理運営等に関してすべて研究科教授会で審議

			各専攻の主任・副主任で主任会を構成し、教授会事項の事前調整を行う
工学研究科	教授	原則的に月 1 回	学部教授会と同一日開催 専攻長会議を設け、研究科長専決事項、教授会審議事項の事前調整を行う
医学研究科	教授	原則的に月 2 回	医学部医学科会議（教授会相当）と同一日に開催
看護学研究科	教授	原則的に月 1 回	医学部看護学科会議（教授会相当）と同一日に開催
生活科学研究科	全教員	原則的に月 1 回	学部教授会と同一日開催 審議内容により、限定教授会 教授会の 1 週間前に学科主任会議（研究科長、教育研究評議員、全学評価委員、各学科主任で構成）を開催
創造都市研究科	全教員	原則的に月 1 回	教授会の 1 週間前と開催日の午前に経営委員会を開催、審議、報告事項を決定

（出典）各研究科資料

資料 2-2-1-E 各学部教授会の概要

学部名	構成員	開催頻度 (平成 26 年度)	備考
商学部	全教員	原則的に月 1 回	研究科教授会と同一日開催
経済学部	全教員	原則的に月 1 回	研究科教授会と同一日開催
法学部	全教員	原則的に月 1 回	研究科教授会と同一日開催
文学部	全教員	原則的に月 1 回	研究科教授会と同一日開催
理学部	教授	原則的に月 1 回	研究科教授会と同一日開催
工学部	教授	原則的に月 1 回	研究科教授会と同一日開催
医学部医学科	教授	原則的に月 2 回	医学部医学科会議として開催
看護学科	教授	原則的に月 1 回	医学部看護学科会議として開催
生活科学部	全教員	原則的に月 1 回	研究科教授会と同一日開催

（出典）各学部資料

資料 2-2-1-F 教育推進本部規程

<p>大阪市立大学教育推進本部規程（抜粋）</p> <p>（趣旨）</p> <p>第 1 条 この規程は、大阪市立大学学則第 2 条第 7 項の規定に基づき、大阪市立大学（以下「本学」という。）における教育の基本方針等を検討し施策を推進するとともに、学生生活に関する包括的な支援を行うために本学に設置する教育推進本部（以下「本部」という。）の任務、組織その他本部に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>（任務）</p> <p>第 2 条 本部は、役員会等の了承のもとに、次に掲げる事項及びその基本方針について審議及び決定し、具体的な方策を実施する。</p> <p>（1） 教務に関する事項</p> <p>（2） 学生生活に関する事項</p> <p>（3） 入試に関する事項</p> <p>（4） 就職支援その他学生に対する支援に関する事項</p> <p>（組織）</p>
---

第3条 本部は、次に掲げる者をもって組織する。

- (1) 教育担当副学長
- (2) 教務担当部長、学生担当部長及び入試担当部長
- (3) 文系研究科長の代表及び理系研究科長の代表
- (4) 大学運営本部事務部長
- (5) 大学運営本部学生支援課長、入試担当課長、学生担当課長及び学務企画課長並びに医学部・附属病院運営本部学務課長
- (6) その他教育担当副学長が必要と認めた者

( 出 典 ) [http://www.osaka-](http://www.osaka-cu.ac.jp/ja/about/university/files/39_kitei270401.pdf)

[cu.ac.jp/ja/about/university/files/39\\_kitei270401.pdf](http://www.osaka-cu.ac.jp/ja/about/university/files/39_kitei270401.pdf)

資料2-2-2-G 全学共通教育教務委員会規程

全学共通教育教務委員会規程（抜粋）

第2条 委員会は、次に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 教務担当部長
- (2) 各研究科教授会から選ばれた教員各1名
- (3) 人権問題研究センター研究員会議から選ばれた教員1名
- (4) 大学教育研究センター研究員会議から選ばれた教員1名
- (5) 都市健康・スポーツ研究センター教員会議から選ばれた教員1名
- (6) 第7条第3項に定める各教科会議議長
- (7) その他教育推進本部長が必要と認めた者

(任期)

第3条 前条第2号から第5号までに掲げる委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(審議事項)

第4条 委員会は、次の事項を審議する。

- (1) 全学共通教育に関する事項
- (2) 2学部以上にわたる教務に関する事項
- (3) 全学共通教育と学部専門教育にわたる教務に関する事項
- (4) 学部間教務の連絡調整に関する事項
- (5) その他全学にわたる教務に関する事項

( 出 典 ) [http://www.osaka-](http://www.osaka-cu.ac.jp/ja/about/university/files/40_kitei270401.pdf)

[cu.ac.jp/ja/about/university/files/40\\_kitei270401.pdf](http://www.osaka-cu.ac.jp/ja/about/university/files/40_kitei270401.pdf)

資料2-2-2-H 学部・大学院教務委員会規程

学部・大学院教務委員会規程（抜粋）

(組織)

第2条 委員会は、次に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 教務担当部長
- (2) 各研究科教授会から選ばれた教員各1名
- (3) その他教育推進本部長が必要と認めた者

(審議事項)

第4条 委員会は、次の事項を審議する。

- (1) 2学部以上にわたる学部専門教育に関する事項
- (2) 2研究科以上にわたる大学院教育に関する事項

(3) その他学部専門教育及び大学院教育に関する事項

( 出 典 ) [http://www.osaka-](http://www.osaka-cu.ac.jp/ja/about/university/files/41_kitei270401.pdf)

[cu.ac.jp/ja/about/university/files/41\\_kitei270401.pdf](http://www.osaka-cu.ac.jp/ja/about/university/files/41_kitei270401.pdf)

資料2-2-2-I 各学部教務関連委員会一覧（各研究科・学部内規に準拠）

学部・研究科名	委員会名称	構成員	開催頻度	備考
経営学研究科	大学院教務委員会	教員2名	月1回程度	学部教務委員は全学共通教育担当と学部専門教育担当で任務分担
商学部	学部教務委員会	教員3名		
経済学研究科	教務委員会	教員4名	月1回程度	大学院教務担当2名
経済学部				学部教務担当2名
法学研究科	研究教育体制委員会	教員5名	月1回程度	学部教務1名、大学院教務1名、全学教務2名、FD委員1名
法学部				重要事項審議については、研究科長・副研究科長出席
法学研究科法曹養成専攻	体制検討委員会	教員6名	適宜	委員4名、専攻長、副専攻長
文学研究科	教務委員会	教員5名	全体会議は原則月1回	総括・大学院担当1名、学部第1部担当1名、学部第2部担当1名、全学教務（共通教育・教職課程各1名）担当2名
文学部				
理学研究科	教務委員会	各学科1名 全学教務委員1名 教職課程委員1名 計7名	月1回	学部と研究科教務を兼務
理学部				
工学研究科	研究科教務委員会	副研究科長 各専攻1名 各学科1名 計11名 (但し、専攻と学科の兼任もあるため平成26年度は9名)	月1回程度	委員長は両委員会で別
工学部	学部教務委員会	原則は研究科教務委員会と同一	月1回程度	
医学研究科	研究科運営委員会	教授9名	適宜	入試の検討等を含む各講座より選出
医学部	医学科教務委員会	講師以上20名	月1回	
看護学研究科	大学院運営委員会	教授8名	月1回	
医学部看護学科	教務委員会	教員10名	月1回	
生活科学研究科	大学院教務・入試委員会	准教授以上、各コース2名、計8名	月1回程度	研究科長・評議員含む

生活科学部	学部教務委員会	各学科2名、計6名	月1回程度	任期2年
創造都市研究科	教務委員会	教員計7名	月1回	研究分野から各1名

(出典) 各学部・研究科資料

**【分析結果とその根拠理由】**

教育活動に係る重要事項を審議するため、大学に教育研究評議会を置き、各学部・研究科においては、学部教授会、研究科教授会を置いている。この他、都市健康・スポーツ研究センターと人権問題研究センターにセンター教員会議、大学教育研究センターに研究員会議を置いている。

大学全体の教育活動に係る重要事項は、毎月1回開催される教育研究評議会において審議、決定し、各学部、研究科教授会及びセンター教員会議は、原則として1回以上の定例教授会を開催し、教育活動など、学則に定める事項を審議している。

大学全体の教育活動を統括するのは教育担当副学長を本部長とする教育推進本部で、教務・学生・入試担当部長、文系・理系の研究科長の代表のほかに大学運営本部事務部長、学生支援等の担当課長で構成されており、教職員一体となった体制が組織されている。さらにその下に各研究科・学部選出の委員で構成される全学共通教育教務委員会及び学部・大学院教務委員会が設置されている。これらは会議の月例開催など定期的に活動し、それぞれ規定された任務を遂行している。

また、各研究科と学部においては教務委員会が組織され、月例ないし随時会議を開催して、教務関連事項を検討している。

以上により、大学全体については教育研究評議会が、また各研究科、学部においては教授会が、教育活動に係る重要事項を審議するために適切に構成されかつ必要な活動を行っている。また、教育推進本部及びその下にある全学共通教務委員会、学部・大学院教務委員会が全学的な教育課程や教育方法などについての事項を検討し、研究科や学部独自の教育課程や教育方法等については教授会の下にある教務委員会が適切に構成されかつ必要な活動を行っている。

**(2) 優れた点及び改善を要する点**

**【優れた点】**

- ・教育活動を統括する教育推進本部は、教職共同で、部局を超えて、全学規模で教育体制を推進し、必要に応じて見直す組織的取り組みを実施している。
- ・本学の教育研究の目的をより効果的に達成するために、明確な目的及び事業内容を有するセンター等を適切に備えている。

**【改善を要する点】**

- ・人員削減の状況の中で、提供できなくなった科目が生じており、全学共通教育の開講科目に若干の偏りが生じている。共通教育科目体系の再編成と整理が必要になっている。
- ・教育研究上の課題を効果的に取り扱うために、必要に応じてセンター等を設立してきたが、センター間の関係や性格の違う機関を「センター」と称することの不明瞭さが表れており、大学構成員にとってもわかりづらいものとなっている。目的や事業内容に応じて機関の名称を変え、あるいは必要な場合にはセンターの統合を行うなど、大学の教育研究活動がだれにとっても見えや



すい体制に再編成する必要がある。